

1. 再生資材の利用

下記資材の使用に際し、再生材を利用すること。

再生資材名	規格	使用箇所	備考
再生クラッシューラン	RC-40	下層路盤、構造物の基礎材等	

2. 建設発生土の利用

盛土等に使用する発生土は、下記の工事からの建設発生土を利用すること。

発注機関	工事名	発生場所	施工会社名・連絡先	備考

3. 建設発生土の搬出

工事の施工により発生する建設発生土は、下記により積算している。

搬出先		
搬出先地名		
連絡先		
受入時間		
受入費用		
仮置場所の有無		
備考		

建設発生土改良土プラントへ土砂を運搬処理する場合、上表は積算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。なお、発注者が想定している施設と請負者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、請負の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

注) 受入先が建設発生土改良プラントの場合、搬出先欄には「プラント」と記載し、搬出先地名、連絡先欄は記入しない。

4. 建設廃棄物の搬出

工事の施工により発生する廃棄物は、下記により積算している。

搬出する廃棄物名	コンクリート廃材、二次製品	アスファルト舗装廃材
設計運搬距離	L=5.0 km以下 DID無	L=8.5 km以下 DID無
受入時間		
設計受入費用	無筋 1,000 円/t 有筋 1,500 円/t 二次製品 2,500 円/t	1,200 円/t
備考		

上表は積算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。なお、発注者が想定している施設と請負者の提示する施設が異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、請負者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

5. 建設リサイクル法の対象建設工事において、特定建設資材再資源化が完了したときは、法第18条に基づき再資源化等完了報告書を提出すること。

6. 自ら産業廃棄物を運搬・処分する以外は、委託契約書の写しを提出すること。

7. 協議について

建設工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、上記の指定によりがたい場合は、速やかに発注者に報告し、協議すること。